

JR 鷹取駅北側駅前広場魅力化事業 要求水準書

令和3年9月

神戸市

目次

第1章	総則	1
1.	要求水準書の位置付け	1
2.	事業の目的	1
3.	事業の名称	1
4.	事業の概要	1
	(1) 事業期間	1
	(2) 本事業の対象地	2
	(3) 事業範囲	2
5.	遵守すべき法令等	2
	(1) 関連法令等	2
	(2) 関係条例	3
	(3) 指針及び各種基準等	3
6.	要求水準の見直し	4
	(1) 要求水準の変更	4
	(2) 要求水準の変更に伴う事業契約等の変更	4
第2章	各種業務における要求水準事項	5
1.	共通事項	5
	(1) 要求性能の確認	5
	(2) 提出書類	5
	(3) 電子納品	5
	(4) 担保期間	5
	(5) その他	5
2.	設計業務	6
	(1) 基本事項	6
	(2) 業務内容	6
	(3) 設計体制と管理技術者の設置	8
	(4) 設計図書の提出	8
3.	改修工事業務	8
	(1) 工事内容及び業務範囲	8
	(2) 工事期間	9
	(3) 施工体制	9
	(4) 提出書類	9
	(5) 改修工事完成図書の提出	10
	(6) 使用材料の詳細に係る確認	10
	(7) その他	12

第1章 総則

1. 要求水準書の位置付け

本要求水準書（以下「本書」という。）は、神戸市（以下「市」という。）が、JR 鷹取駅北側駅前広場魅力化事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定にあたり、本事業の業務遂行について、市が事業者に要求する業務水準を示すものである。

2. 事業の目的

神戸市では、まちの質・暮らしの質を一層高めることで、都市ブランドの向上と人口誘引につなげるプロジェクトとして、令和元年度から「リノベーション・神戸」をスタートした。JR 鷹取駅では、このリノベーション・神戸の一つとして、これまでの歴史・資産を生かしながら、神戸のまちや人が新たな輝きでつままれるよう、まちの顔である「駅前空間」の魅力創造に向けたリニューアルの検討を進めている。

本事業は、この鷹取駅前広場のリニューアルを実施する前の段階整備の一つとして、駅前広場が駅利用者や来訪者から親しまれ、くつろげるような空間整備を行うことを目的としている。

3. 事業の名称

JR 鷹取駅北側駅前広場魅力化事業

4. 事業の概要

（1）事業期間

本事業の事業期間は、市と事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約の締結翌日から、令和4年3月31日までの期間とする。

具体的なスケジュールは以下の通りとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市ホームページにて公表する。

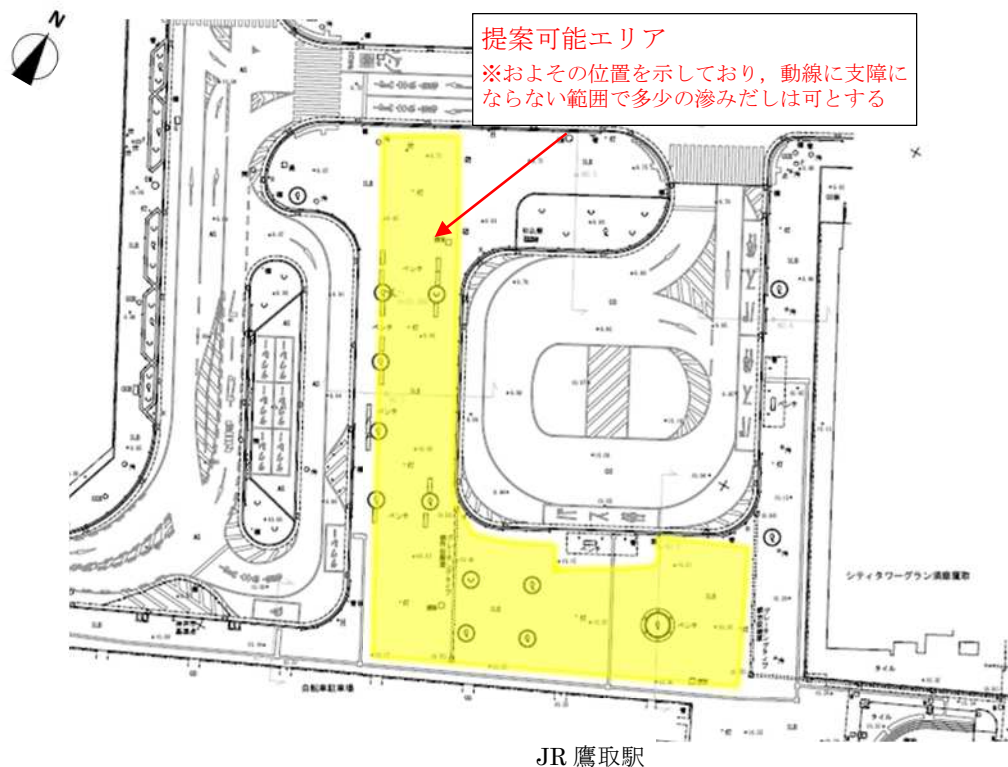
日程	内容
令和3年9月3日(金)	公募開始
令和3年9月17日(金)12:00	質問受付締切
令和3年9月28日(火) 予定	質問に対する回答
令和3年10月4日(月)17:00	参加表明書の提出期限
令和3年10月12日(火)17:00	企画提案書の提出期限
令和3年10月下旬 予定	選定結果通知
令和3年11月上旬 予定	契約締結・事業開始
令和4年3月31日(木)	事業完了

(2) 本事業の対象地

本事業の対象地は次のとおりである。

- ① 計画地 : 神戸市須磨区大池町5丁目
- ② 面積 : 提案可能エリア 約1600㎡

【対象エリア拡大図】



(3) 事業範囲

本事業は、事業者が本要求水準書に示された要求水準事項に沿って、次に示す業務を行う。

- ① 設計業務
- ② 改修工事業務
- ③ その他事業実施に必要な業務
 - ア. 工事費一覧表（明細含む）を作成する
 - イ. その他業務を実施する上で必要な関連業務

5. 遵守すべき法令等

事業者が本事業を行うにあたって、遵守すべき関連法令及び条例、各種基準、指針等を次のとおり示す。

(1) 関連法令等

- ・ 地方自治法
- ・ 都市計画法
- ・ 建設業法
- ・ 道路法
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

- ・水道法
- ・下水道法
- ・電気事業法
- ・ガス事業法
- ・騒音規制法
- ・振動規制法
- ・労働安全衛生法
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ・その他関連する法令，開発行為等の市及び兵庫県の関係条例や規則，また，上記全ての法令に係る関連施行令や規則等

(2) 関係条例

- ・兵庫県福祉のまちづくり条例
- ・兵庫県環境の保全と創造に関する条例
- ・神戸市廃棄物の適正処理，再利用及び環境美化に関する条例
- ・神戸市グリーン調達等推進基本方針

(3) 指針及び各種基準等

本事業に適用する指針及び各種基準等は以下のとおりであり，その時点において最新版を適用すること。ただし，同等性能を確保した場合はこの限りでなく，その他関係する要綱や各種基準等があればそれらを適用すること。

- ・神戸市土木工事共通仕様書（神戸市）
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）（国土交通省）
- ・建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ・敷地調査共通仕様書（国土交通省）敷地調査共通仕様書（国土交通省）
- ・開発許可制度運用指針（国土交通省）開発許可制度運用指針（国土交通省）
- ・CAD製図基準（案）（国土交通省）
- ・道路設計要領（設計編）（国土交通省）
- ・道路構造令の解説と運用（（公社）日本道路協会）
- ・道路土工構造物技術基準
- ・道路土工指針
- ・土木製図基準（（公社）土木学会）
- ・神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書（神戸市）
- ・土木工事施工管理基準及び規格値（国土交通省）
- ・神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書（神戸市）
- ・神戸市標準構造図集（土木一般工事）（神戸市）
- ・神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例（神戸市）
- ・コンクリート標準示方書（設計編）（施工編）（（公社）土木学会）
- ・防護柵設置基準・同解説（（公社）日本道路協会）
- ・舗装設計施工指針（（公社）日本道路協会）

- ・神戸市道路設計指針（案）（神戸市）
- ・神戸市バリアフリー道路整備マニュアル（神戸市）
- ・神戸市歩道整備指針（神戸市）
- ・ストリートデザインガイドライン-居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書-（国土交通省）
- ・道路照明施設設置基準・同解説（（公社）日本道路協会）
- ・照明施設設置基準（神戸市）
- ・LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（国土交通省）
- ・神戸市公園施設標準図集（神戸市）
- ・神戸市公園施設設計設置基準（神戸市）
- ・設計図書の照査ガイドライン
- ・工事一時中止に係るガイドライン
- ・設計変更ガイドライン
- ・その他の関連要綱及び各種基準

6. 要求水準の見直し

市は、事業期間中に要求水準の見直しを行うことがある。

（1）要求水準の変更

市が要求水準を見直す際の事由は次のとおりである。なお、市が要求水準を見直すときは、事前に事業者へ通知する。

- ① 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき
- ② 災害、事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更したとき
- ③ 市の事由により業務内容の変更が必要なとき
- ④ その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき

（2）要求水準の変更に伴う事業契約等の変更

市と事業者は、要求水準の変更に伴い、これに必要な事業契約の変更を行う場合がある。

第2章 各種業務における要求水準事項

1. 共通事項

(1) 要求性能の確認

市は、設計、施工の各段階で施工内容が要求水準を満たしているかを確認するため、逐次、確認・立入検査を行うことができるものとし、市が要請した時には、事業者は説明及び報告を行うこととする。

(2) 提出書類

提出する事業関係書類については、神戸市測量・設計業務における標準様式及び、「神戸市土木工事書類作成マニュアル」に基づき、事業着手前に「監督員へ提出・提示する書類の種類」「紙と電子の別」に関しての事前協議を必ず行うものとする。

事業者は下記の通り、適時必要な書類を提出して、市の承諾を受けること。なお、提出資料については、神戸市土木工事請負必携のホームページ

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a48501/business/todokede/kensetsukyoku/work/hikkei.html>)に掲載されている様式を準用すること。

① 契約時

- ・事業着手届(全体)
- ・事業工程表(全体)
- ・事業内訳明細書(全体)
- ・事業計画書(全体)

② 事業中適宜(設計・工事とも)

- ・打合せ記録簿

③ 事業完了時

- ・事業完成届(全体)

(3) 電子納品

- ・本事業は、「神戸市電子納品運用指針(簡易版)(案)」に基づき作成するものとする。
- ・電子媒体の提出の際には、電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出するものとする。

(4) 担保期間

完成検査合格の当日より12箇月

(5) その他

① 環境への配慮(環境マネジメントシステム)

神戸市では、調達すべき環境物品等や環境配慮型契約の種類や調達目標を「神戸市グリーン調達等方針」として定めています。

本事業においても「神戸市グリーン調達等方針」を反映することとしておりますので、趣旨を理解の上ご協力をお願いします。

事業着手前に神戸市環境局ホームページ「グリーン調達の推進」において確認してください。

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/environment/green/>

② 諸経費

報告書印刷製本費・電子成果品作成費は諸経費に含むものとする。

2. 設計業務

(1) 基本事項

① 業務の範囲

事業者は、本要求水準書、事業契約書に基づき、改修工事業務を実施するために必要な設計を行う。設計業務には、次のものを含むものとする。

- ・設計のための事前調査
- ・各種設計，工事図面作成，数量計算，工事内訳書作成
- ・関係資料作成(庁内，各種申請，地域住民説明向け)
- ・その他，付随する業務（調整，報告，申請，検査等）

② 業務期間

令和4年3月31日までに竣工させるため、契約締結日翌日から令和3年12月24日までを目安とする。なお、テクリスに登録する技術者の従事期間は、契約日翌日から設計完了予定日までとする。

(2) 業務内容

- ・事業者は、市が行った測量調査以外で必要となる調査について、自己の責任のもと、関連法令に基づいて実施するものとする。
- ・事業者は、設計業務の進捗状況に応じて、定期的に市に報告を行うものとする。
- ・事業者は、市が実施する関係者との協議において、必要に応じて資料等の準備を行う。
- ・各種申請の手続きを、事業スケジュールに支障がないよう実施する。また、必要に応じて各種申請等の書類の写しを市に提出する。

① 事前検討・調査

事業者は、本事業に係る工事の設計並びに本事業の実施に関して必要な調査を行う。

② 設計

設計にあつては、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書（神戸市）に基づき、提案内容を実現するのに必要な内容を設計し、工事図面及び工事内訳書を作成する。

ア. 整備対象物（●必須項目 ○可能項目）

●花壇又はプランター

- ・花壇：1グループあたり30㎡以上
- ・プランター：1基あたりの容量は概ね100Lを超えるものとする。

プランターのみで構成する場合は、最低3基以上の設置を必要とするが、花壇のグループとして、面積計上する場合は、この限りではない。

※上記を満たせば、花壇やプランターが複数グループとなっても構わない。

●上記を維持するための散水設備

- ・既存散水系統は休止中である。メーター復旧の上、メーターから下流を整備すること。

○ベンチ

- ・通常の使用において転倒，崩壊しないよう固定すること。プランター一体型などの場合であつて固定できない場合は転倒等が起こりにくい安定した形状，重量とすること。
- ・通常の使用において容易に破損することなく，錆，汚れが生じにくい材料を用いる又は加工を施すこと。

- ・ボルトなどの突起物，部材の継ぎ目などによりベンチ利用者等に危害を及ぼすことのない形状とすること。
- ・路面から座面までの高さは40～45cm程度を標準とすること。（杖利用者を想定する場合は55cm程度）

○照明(ライトアップ，演出等)

- ・製作品などの特殊照明，長距離配線等は不可。
- ・広場照明の配線系統から分岐させること。
- ・LED灯とすること。

○植栽(高木・中木・低木・宿根草等)

- ・植栽時に樹高4mを越える高木は不可。
- ・樹種については「(9) 使用材料の詳細に係る確認」の「オ. 植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について」を参照。

○その他広場の魅力アップにつながるもの

- ・上屋，大規模な機械設備は不可。

イ. 既存物件の取り扱い

事業対象エリアに存在する主な既存物件について，その取扱いを以下に示す。

番号	物件名	取扱い
①	ベンチ	移設可・撤去不可
②	舗装	撤去可だが，既存デザインは変更不可(資料参照)
③	点字ブロック	撤去，移設不可。近傍に花壇等を整備する場合は，神戸市バリアフリー道路整備マニュアルに則り，左右60cm以上の離隔を設けること。
④	照明	撤去・移設不可
⑤	植栽	協議により撤去可。
⑥	バス停，タクシー乗り場， 駐輪場関係施設	撤去・移設不可

ウ. その他設計にあたって考慮すべき要素

- ・駅前広場全体のリニューアル実施前の段階整備であるため，施設や設備については複雑な構造・配置とせず，容易に撤去できるものとし，イニシャル・ランニングコスト・撤去費用が高額になるものは不可とする。
- ・樹木の樹齢や駅前広場でのシンボル性を考慮し，樹木の伐採は魅力的な空間を実現するために必要な最小限度に留めることが望ましい。
- ・本事業の対象エリアは全区域が道路法上の道路区域であることから，道路法及び道路構造令の規定が適用される点に留意すること。
- ・歩行者，自転車の動線を意識し，利用者に不便が生じない配置とすること。

(3) 設計体制と管理技術者の設置

事業者は、設計業務を統括する管理技術者を配置するとともに、必要な資格を有する担当技術者（技術士等）を配置することを通知し、市の承諾を受けること。

- ・管理技術者

管理技術者は、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書第9条第3項に定めるものとする。

- ・照査技術者

照査技術者は、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書第10条第2に定めるものとする。

- ・担当技術者

担当技術者は、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書第11条の定めを満たすものとする。

(4) 設計図書の提出

事業者は、設計完了時には次に示す図書を市に提出し、市から内容の承諾を受ける。提出時の体裁、電子データの形式、部数等については別途市が指示する。

- ・業務部分完成届(設計業務)
- ・工事図面
- ・工事内訳書
- ・工事内訳書根拠資料(見積り・積算資料・数量計算書等)
- ・その他必要と認められる図書

3. 改修工事業務

(1) 工事内容及び業務範囲

改修工事は、2. 設計業務にて作成、承諾された工事図面・工事内訳書を履行する。

- ① 事業契約書に定められた本工事のために必要となる業務は、事業者の責任において実施する。
- ② 事業の前提となる事柄に関する近隣住民や自治会等への説明及び調整等は市が実施する。なお、事業者は、市からの要請に応じてこれに協力するものとする。
- ③ 市が実施する近隣説明等に起因する遅延については、市の責務とする。
- ④ 本工事にあたって必要な法令等に基づく許可・確認等及び関係官庁との協議は事業者が行い、これに起因する遅延については、事業者の責とする。
- ⑤ 施工計画策定にあたり事業者が留意すべき項目を示す。

ア. 関係法令を遵守し、関連要綱、各種基準等により適切な計画を策定する。

イ. 騒音、振動、粉塵等の公害発生及び地盤沈下、交通渋滞等、本工事が近隣の生活環境に与える影響を最小限に抑えるための工夫を行う。

ウ. 事業者は、近隣へ工事内容を周知する。周知範囲については、市と協議すること。

エ. 近隣への対応について、事業者は市に対して事前に施工計画書等において、その内容及び結果を報告する。また、工事中に苦情等があった場合には、安全対策等、必要な対策を行った上で、速やかにその内容及び結果を報告する。

⑥ その他

ア. 着工前

準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行及び安全を確保することとする。

イ. 工事期間中

- ・各種関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って工事を実施するものとする。
- ・市が要請したときは、事業者は工事施工の事前説明及び事後報告を行うこととする。また、市は工事現場での施工状況の確認を随時行うことができるものとする。
- ・工事中の安全対策及び地域住民、道路通行者との調整等は、事業者の責任で行うこととする。

ウ. 竣工時

- ・完了検査等必要な手続業務等を事業スケジュールに支障がないよう実施する。
- ・工事完了後、市に完了届を提出して市の検査確認を得る。
- ・工事の完了及び供用開始に必要な申請及び届出を行う。

(2) 工事期間

本工事の着手日は本市との協議により決定し、終了日は、令和4年3月31日とする。

① 本工事の工期は、作業期間内の雨天日（降水・降雪）、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末・年始休暇を休日として見込み、設定すること。

② 事業者は工事現場において休日を確保するよう努めるものとする。休日取得に関することについては、「週休2日の推進に係る実施要領」に基づき実施するものとする。なお、経費については、4週8休以上の休日を確保するものとして計上すること。

(3) 施工体制

① 事業者は、工期の始期日の前日までに、提案時に提出した主任技術者を、工事に従事する技術者として決定し、「現場代理人及び主任技術者又は監理技術者設置通知書」により、発注者に通知しなければならない。

② コリンズ (CORINS) に登録する技術者の従事期間は、工期（工期の始期日から終期日）とする。受注時登録は契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除く10日以内に行い、現場代理人および監理技術者等の配置に伴い変更登録すること。

③ 契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間）については、発注者と元請業者の間で打合せ記録等の書面により明確になっている場合、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

(4) 提出書類

本工事に必要な各種申請等の手続きは、神戸市土木請負工事必携を準用し、事業スケジュールに支障がないように実施するものとする。また、各種許認可等を得たときは、その書面を監督員に提示し、監督員からの請求があった場合にはその写しを市に提出する。

① 改修工事着工前

- ・工事着手届
- ・工事内訳明細書

- ・ 施工計画書
- ・ 工事工程表
- ・ 施工体制台帳
- ・ 下請負人に関する事項
- ・ 施工体系図
- ・ 建設業退職金共済制度関係書類
- ・ その他改修工事実施に必要な書類

② 改修工事中

- ・ 週間工程表(毎週, 前週木曜までに)
- ・ 月間工程表(毎月, 前月末日までに)
- ・ 工事実施工程表(毎月, 当月末日までに)

③ 改修工事完了後

- ・ 工事完了届

(5) 改修工事完成図書の提出

① 完成図書は、神戸市土木請負工事必携を準用し、改修工事完了時における成果物の状態を明瞭かつ正確に表現したものとする。完成検査までに、紙媒体及び電子媒体(CDROM)で2部提出する。提出時の体裁及び電子データの形式については、別途、市が指示する。

② 施設の保全に関する資料

保全に係る資料は、機器等の維持管理に必要な一切の資料(完成図、設計計算書、メーカーの保証書、官公庁届出書等)とし、本工事完了後、市に提出する。提出時の体裁、電子データの形式、部数等については、別途、市が指示する。

③ 施工写真

本工事着工前、工事中及び完成写真を撮影する。本工事においては、工事契約後に監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報を電子化のうえ作成し納品することが出来る。実施にあたっては、「神戸市デジタル工事写真の黒板情報電子化基準」によるものとする。

なお工事着工前、工事中及び完成写真の撮影者との契約にあたっては、次の事項を条件とする。

ア. 工事着工前、工事中及び完成写真は、市が認めた公的機関の広報に無償で使用することができるものとする。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

イ. 次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りでない。

- ・ 工事着工前、工事中及び完成写真を公表する。
- ・ 工事着工前、工事中及び完成写真を他人に閲覧、複写又は譲渡する。

(6) 使用材料の詳細に係る確認

事業者は、設計及び改修工事業務における、必要な各種の建築資材や物品等の調達においては、市内業者が産出、生産、加工または製造した資材・製品の優先使用に配慮することとし、材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容については、市にその内容を提示し承諾を得る。調整の必要が生じた場合は、市と協議する。その他、下記の項目に留意すること。

ア. 鉄筋コンクリート構造物のスランプ値

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、構造物の種類、部材の種類と大きさ、

鋼材の配筋条件，コンクリートの運搬，打込み，締固め等の作業条件を適切に考慮し，スランプ値を設定するものとする。一般的な鉄筋コンクリート構造物※においては，スランプ値は 12 cm とすることを標準とする。

※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは，土木工事共通仕様書等に記載のあるコンクリート舗装工，場所打ち杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除くものとする。

イ. コンクリート二次製品に関する事項

本工事においては，「コンクリート二次製品図集（側溝・水路編）」（以下，「標準図集（案）」と称する。）に記載の製品を使用することを原則とし，以下の点に留意すること。

(1) 上記製品が市場で入手困難な場合の措置

上記製品が市場で入手困難な場合は，請負人は以下の対応を実施することができる。

①監督員の承諾を得て，「コンクリート二次製品市場製品図集」（以下「市場製品図集」という）に編纂されている製品を現場において使用することができる。

②この場合の使用製品は原則として，「標準図集（案）」に対応する「市場製品図集」掲載製品のうち「標準製品と同一規格の形状・配筋表」を有するものとする。

なお，設計変更の対象としない。

(2) 曲線半径の変更に伴いU型側溝の設計製品長を変更する場合の措置

曲線半径に応じて設計製品長を決定しているU型側溝（U-1，U-2）については，現場条件が設計条件と異なる場合は，市と協議するものとする。

ウ. 境界ブロック

(1) 本工事に使用する境界ブロックは，下水汚泥溶融スラグを混入したコンクリートにより製作された製品（以下「スラグ混入製品」という。）の使用を原則とし，下表に記載された製品から選択するものとする。

会社名 (順不同)	歩車道境界ブロック (J I S)			歩車道境界ブロック (セミフラット)		地先境界 ブロック (J I S)	歩車道境界ブロック (神戸市型)			
	A	B	C	F A	F B	A	A 2	B 2	B 3	L B
中道コンクリート(株)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(株)バンレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大和工業(株)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富士コンクリート工業(株)	○	○	○	○	○	○			○	
(株)シミズ	○	○				○			○	
カサイコンクリート(株)	○	○	○	○	○	○				
平野ブロック(株)	○	○	○	○	○	○				
マツモト産業(株)	○	○				○				
三和コンクリート工業(株)	○	○	○	○	○	○			○	
関西ポラコン(株)	○			○		○				

※ ブロックにはいわゆる役物（Rもの，すり付け形，切り下げ形等）も含む

※ 骨材配合比10%を適用する

但し、スラグ混入製品が調達できない等やむを得ない場合については、通常の境界ブロック製品の使用を認めることとするが、事前に監督員の了解を得るものとする。

(2) 請負人は、スラグ混入製品の使用にあたっては、本市技術管理委員会「認定書」または、兵庫県より交付される「認定証」の写しを監督員に提出し確認を受けなければならない。

エ. 下水汚泥溶融スラグ混入二次製品の使用

本工事でU型側溝、上ぶた式U型側溝、落ちふた式U型側溝、プレキャスト街渠、プレキャストU型側溝を使用する場合は、下水汚泥溶融スラグを混入したコンクリートにより製作された製品（以下「スラグ混入製品」という。）を使用することができる。

オ. 植生工・植栽工などの緑化における植物種の選定について

(1) 植生工や植栽工などの緑化に際しては、土木工事共通仕様書によるほか、「神戸の希少な野生動植物神戸版レッドデータ 2015」の「神戸版ブラックリスト 2015」に掲載されている植物（表1）は、原則として使用してはならない。

表1 植生工や植栽工などの緑化において使用してはならない植物

コンテリクラマゴケ、外来アゾラ類、ハゴロモモ、オランダガラシ、イタチハギ、アレチヌスビトハギ、ハリエンジュ シンジュ、アレチウリ、コマツヨイグサ、オオフサモ、ブラジルチドメグサ、ウチワゼニグサ、ツルニチニチソウ オオフトバムグラ、メリケンムグラ、アメリカネナシカズラ、アメリカアサガオ、マルバアメリカアサガオ マメアサガオ、マルバアサガオ、ホシアサガオ、ヤナギハナガサ、アレチハナガサ、フサフジウツギ、ウキアゼナ オオカワヂシャ、エフクレタヌキモ、クワモドキ、オオキンケイギク、ククイモ、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク セイタカアワダチソウ、メリケンキンソウ、アカミタンポポ、セイヨウタンポポ、オオカナダモ、コカナダモ ホテイアオイ、キショウブ、ノハカタカラクサ、シナダレスズメガヤ、キシユスズメノヒエ、チクゴスズメノヒエ モウソウチク、セイバンモロコシ、シュロ、トウジュロ、ボタンウキクサ、シュロガヤツリ、メリケンガヤツリ オオバヤシヤブシ※、園芸スイレン、タチバナモドキ、トキワサンザシ、キダチコマツナギ※、ヤマハギ※ メドハギ※、マルバハギ※、ナンキンハゼ、トウネズミモチ、セイヨウイボタ（ヨウシュイボタ）
--

【注】※印の植物については、兵庫県内産のみ使用できる。

(2) 上表（※）印の植物を使用する際は、兵庫県内産（県内で種子が採取されるなど産地が県内であるもの）であることを明らかにし、監督員の承諾を得なければならない。

(7) その他

① 法定外の労災保険の付保について

本工事において、請負人は法定外の労災保険に付さなければならない。

② 西部建設事務所工事安全対策協議会について

本工事請負人は、神戸市建設局西部建設事務所が実施する工事の安全衛生管理の徹底を図ることを目的とする「西部建設事務所工事安全対策協議会」の会員とする。

③ 神戸市工事安全管理委員会等による安全巡視への協力

請負人は工事期間中に、神戸市工事安全管理委員会による安全巡視、及び、その他臨時に安全巡視が実施される場合は、当該安全巡視に協力しなければならない。また、安全巡視において、危険箇所

及び作業等の改善すべき事項が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。

④ 工事期間中の排水方法

現場にて濁水が発生した場合は、関係機関との協議の上、法令等に則った排水方法とし、必要な防止対策を講じる。

⑤ 伐採材の処分費用について

伐開、除根等に伴い発生する伐採材等の処分先については監督員と協議するものとする。

⑥ 工事に必要な電気、水道、ガスの調達

事業者は、工事期間中に必要な工事用電気、水道、ガス等は自己の責任及び費用において調達する。

⑦ 安全施設類・交通誘導警備員

工事期間中における標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、第三者（警察、地元等）との協議に基づき実施しなければならない。

また、交通誘導警備員については、交通誘導警備員Bを必要に応じて設けること。ここで、交通誘導警備員とは、警備業者の作業員で、交通整理、作業者の誘導等の作業に従事する者をいう。

⑧ 建設副産物対策

建設副産物対策については、別添、「建設副産物対策特記仕様書」（令和3年4月1日適用）のとおりとする。

⑨ 環境対策に関する事項（低騒音型建設機械の使用）

本工事の施工にあたっては「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日改正建設大臣官房技術参事官通達）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域であるため、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成13年4月9日改正国土交通省）」に基づき指定された建設機械を使用すること。

ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督員と協議するものとする。上記において、「これにより難しい場合」とは、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することが出来ない場合であり、受注者の都合で調達できない場合は認めない。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合は、監督員が施工現場において使用する建設機械の（新基準`97ラベル）貼り付け位置を確認しておくこと。施工現場において使用している建設機械の写真を撮影し監督員に提出する必要はない。また、（旧基準`89ラベル）の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、新基準`97ラベルに貼替えを行うこと。

機種名	機種名
ブルドーザー	オールケーシング掘削機
バックホウ	アースドリル
ドラグライン及びクラムシェル	ロードローラー
トラクターショベル	タイヤローラー
クローラクレーン	振動ローラー
トラッククレーン	コンクリート圧砕機
ホイールクレーン	アスファルトフィニッシャー

バイブロハンマー	コンクリートカッター
油圧式杭圧入引抜機	空気圧縮機
油圧式鋼管圧入・引抜機	発動発電機
アースオーガー	さく岩機

※詳細については、下記ホームページを参照すること。

URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000003.html

⑩ 環境対策に関する事項（排出ガス対策型建設機械の使用）

排出ガス対策型建設機械を使用する場合、土木工事共通仕様書において「排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。」としているが、本工事においては、建設機械の写真撮影及び監督員への提出は不要とする。

⑪ 過積載防止対策

本工事の施工にあたり、神戸市の「過積載防止対策要領」に基づき適切に工事を行うものとする。

以上